2021年10月11日

各 位

# 爱媛銀行

### 中小企業庁による「M&A 支援機関登録制度」への 登録について

当行(頭取 西川義教)は、この度中小企業庁による「M&A 支援機関登録制度」に申請し、 M&A 支援機関として登録されましたのでお知らせいたします。

今後も「中小 M&A ガイドライン」を遵守し、中小企業がより一層円滑に安心して M&A に取り組める環境の実現を目指します。

記

#### 1. M&A 支援機関に係る登録制度の目的

中小企業庁は、中小企業が安心して M&A に取り組める基盤を構築するため、M&A 支援機関に係る登録制度を創設しました。

なお、本取組は、中小企業庁が 2021 年 4 月 28 日に中小 M&A を推進するため今後 5 年間に 実施すべき官民の取組を取りまとめた「中小 M&A 推進計画」に基づくものです。

#### 2. M&A 支援機関に係る登録制度の概要

今後実施予定の「事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)」において、M&A の仲介手数料やファイナンシャルアドバイザー契約に係る手数料に係る費用の補助については、予め登録された M&A 支援機関の提供する支援に係るもののみが補助対象となります。

本登録制度に登録しないと、M&A 仲介業務やファイナンシャルアドバイザー業務を行うことができない、といった許認可制度ではありません。

#### 3. 中間公表における登録状況

2021 年 9 月 30 日の中間公表(第 2 弾)において登録されたファイナンシャルアドバイザー (FA) 及び仲介業者は全 1,335 件であり、9 月 13 日の中間公表と合計して 1,828 件でした。このうち、当行含む地方銀行は 72 件です。

以上



変革への挑戦 2nd stage

~地域再起動のブラットフォーマーへ~

【お問い合わせ先】 愛媛銀行 企画広報部 TEL 089(933)1111



### M&A ガイドラインの遵守

#### 遵守を宣言した内容

仲介契約・FA 契約の締結について、業務形態の実態に合致した仲介契約あるいは FA 契約を 締結し、契約締結前に依頼者に対し仲介契約・FA 契約に係る重要な事項について明確な説明を 行い、依頼者の納得を得ます。

特に以下は重要な点ですので説明します。

- (1)譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみ と契約を締結し一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴
- (2)提供する業務の範囲・内容(マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等)
- (3)手数料に関する事項(算定基準、金額、支払時期等)
- (4)秘密保持に関する事項(秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義 務の一部解除等)
- (5)専任条項(セカンド・オピニオンの可否等)
- (6)テール条項(テール期間、対象となる M&A 等)
- (8)依頼者が、仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に 関する事項

最終契約の締結について、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促します。

クロージングについて、クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上で、当日には譲り受け 側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

専任条項については、特に以下の点を遵守して、行動します。

- ・依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FA に対して明確にした上、これを妨 げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニ オンを求めることを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談 先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機 関に限定したりする等、情報管理に配慮します。
- ・専任条項を設ける場合には、契約期間を最長でも6か月~1年以内を目安として定めます。
- ・依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭での 明言も含む。)も設けます。

テール条項については、特に以下の点を遵守して、行動します。

- ・テール期間は最長でも2年~3年以内を目安とします。
- ・テール条項の対象は、あくまで当該 M&A 専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介し た譲り受け側のみに限定します。

上記の他、中小 M&A ガイドラインの趣旨に則った行動をします。



## 変革への挑戦 2nd stage

~地域再起動のブラットフォーマーへ~

【お問い合わせ先】 愛媛銀行 企画広報部 TEL 089(933)1111

